

必ず受講申込前にご相談ください。事前相談をしないで受講した場合、支給の対象となりません。



ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験 合格支援事業のご案内

母子家庭の母、父子家庭の父またはその家庭のお子さんの学び直しを支援し、よりよい条件での就職や転職につなげるため、高等学校卒業程度認定試験に合格するための講座を受講する場合、その受講費用の一部を助成します。事前にご相談ください。

対象者

安芸高田市内に住所を有し、20歳未満の子どもを扶養する母子家庭の母又は父子家庭の父及びその家庭の20歳未満の子どもで、次の①から⑤の要件の全てを満たす方

- ① 母子・父子自立支援プログラムの策定等の支援を受けている方
- ② 高等学校卒業程度認定試験に合格することが適職に就くために必要と認められる方
- ③ 大学入学資格を取得していない方（高等学校を卒業していない、中退したなど）
- ④ 過去にこの事業による給付金の支給を受けていない方
- ⑤ 市税等に滞納がない方

対象講座

高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す講座（通信制講座を含む）で、安芸高田市長が適当と認めた講座。ただし、高等学校卒業程度認定試験の試験科目の免除を受けるために高等学校に在籍して単位を修得する講座を受け、高等学校等就学支援金制度の支給対象となる場合は、対象となりません。

支給額

給付金の種類・受講方法によって支給上限金額が変わりますので下記の表をご覧ください。

	支給額	上限額	
		通信制	通学または 通学及び通信制併用
①受講開始時給付金 受講を開始した時	受講費用の4割に相当する額	上限10万円	上限20万円
②受講修了時給付金 受講を修了した時	受講費用の5割に相当する額から ①の支給額を差し引いた額	①、②を合わせて 上限12万5千円	①、②を合わせて 上限25万円
③合格時給付金 受講修了日から2年以内に、 認定試験の全科目に合格した時	受講費用の1割に相当する額	①、②、③を合わせて 上限15万円	①、②、③を合わせて 上限30万円

※①と②の給付金について算定後の金額が4,000円以下になる場合は支給できません。

※対象となる受講費用

入学金（入学金又は登録料）、受講料（受講費、教科書代、教材費）、左記経費の消費税

※対象とならない費用

高等学校卒業程度認定試験の受験料、必ずしも必要とされない補助教材費、補講費、交通費等

高等学校卒業程度認定試験とは

高等学校を卒業していない方等の学習成果を適切に評価し、高等学校卒業者と同等以上の学力があるかどうかを認定するため、文部科学省が実施している試験です。

合格者には日本国内の大学・短大・専門学校を受験資格が与えられます。また、高等学校卒業者と同等以上の学力があるものとして認定され、就職や資格試験等に活用することができます。

認定試験の日程等詳細につきましては、文部科学省のホームページをご覧ください。



文部科学省
ホームページ

申請から支給までの流れ

受講開始前

事前相談

支給要件や対象講座、必要書類などについて説明します。

【必要なもの】

- 講座のパンフレット等
(施設の名称・講座名・受講科目・受講期間・経費等が確認できるもの)

講座指定申請

必要書類をそろえて、対象講座指定申請をしてください。

【必要なもの】 ※戸籍謄本等、一部省略できる場合があります。

- 受講対象講座指定申請書 (所定の様式)
- 申請者及び申請者の児童の戸籍謄本または抄本
- 世帯全員の住民票
- 母子・父子自立支援プログラムの写し等
- 講座のパンフレット等
(施設の名称・講座名・受講科目・受講期間・経費等が確認できるもの)
- 単位取得証明書 (試験を免除できる科目がある場合に必要)
- 本人確認書類 (運転免許証、マイナンバーカード等)

講座指定通知

申請書類を審査し、受講対象講座指定 (却下) 通知書を送付します。大切に保管してください。

受講

指定を受けた講座を受講してください。

支給申請

受講開始時、受講修了時、認定試験合格時に次の①～③のそれぞれの支給申請が必要です。必要書類をそろえて、申請期限内に申請をしてください。

【申請期限】

受講開始時給付金 (①) : 受講対象講座の受講を開始した日から30日以内

受講修了時給付金 (②) : 対象講座の受講を修了した日から30日以内

合格時給付金 (③) : 合格証書に記載されている日から40日以内

※合格時給付金は、受講修了日から2年以内に認定試験全科目合格した場合に限ります。

【必要なもの】 ※戸籍謄本等、一部省略できる場合があります。

- 給付金支給申請書 (所定の様式)
- 申請者及び申請者の児童の戸籍謄本または抄本
- 世帯全員の住民票
- 母子・父子自立支援プログラムの写し等
- 受講対象講座指定通知書
- 受講施設の長が発行した、支払った経費の領収書
- 振込先口座がわかるもの (通帳、キャッシュカード等)
- 本人確認書類 (運転免許証、マイナンバーカード等)
- 受講施設の長が、受講者の受講の修了を認定する受講修了証明書
※②受講修了時給付金の場合に必要
- 文部科学省が発行する合格証書の写し
※③合格時給付金の場合に必要

支給決定通知

申請書類を審査し、給付金支給 (不支給) 決定通知書を送付します。

支給 (振込)

請求書を提出してください。

☆ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業について
<お問い合わせ>

〒731-0592 安芸高田市吉田町吉田791番地

安芸高田市役所 福祉保健部 健康・こども未来課

TEL : 0826-42-5633